

検察官の発言に関する被告の認否

2(2)	発言内容	被告の認否
① ア	「弁護士全員を敵に回すと思いますよ。宮村先生だって中野先生だって辛い立場になると 思いますよ。何であんな奴の弁護するんだって」	発言は認めるが、趣旨を争う →他の弁護士に迷惑をかけてはい けないと説諭する趣旨
イ	「宮村先生とか中野先生にも、迷惑かけないでもらいたいですよねえ。自分でやればいい じゃん。自信あるんでしょ。自信なければ刑事弁護なんてやれないはずだから。しかも、 刑事弁護についてはプライドもっているわけでしょ。だから、やってみればいいじゃない の、人に迷惑かけないで」	
ウ	「宮村先生とか中野先生目から見るとねえ、あいつの弁護をしているっていうのは、弁 護士自体の、接見交通に関する世の中の見方を厳しくしちゃうし、それに加担することにな っちゃうわけじゃないですか。一体何なんだって言われちゃうわけじゃないですか。迷 惑なんですよ。いろんな人に迷惑かけないで、諦めてくださいよ、もう」	
②	弁護人らと江口氏の妻とのやり取りの状況につき、川村検察官は江口氏に対し、「どこま で本当のことを弁護士さんが（江口氏の妻に）きちっと伝えているのかっていうのは、か なり疑問があるし、昨日の彼女の反応見ているとねえ。どこかで（江口氏が身体拘束を解 かれて）出れるみたいに思っていて。全然、全然違うよね」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →反省を促すとともに、真実を供述 するよう説得する趣旨
③ ア	「もうすでにこんなに取調べを受けていますと。それで、黙秘の決意は変わらないから、 これ以上取調べをやるのは、自白を強要するのは、黙秘権の侵害だとか、わけのわからな いことを主張して。（取調べの際に）あなたが何で時間を気にしているのかなと思ったら、 ああ、そういうことかと思って。また、着眼点がとろいなと思ったけどもねえ。裁判所は むしろ、その主張を排斥するために、今後あなたの取調べをする必要があるということ をはっきり（準抗告棄却決定書に）書いてくれているわけで。だから全然通用していないで すよ、あなた方の主張っていうのは。おそらく、あの（準抗告申立書の）黙秘権のところ は、宮村先生っていうよりあなただよ。あの稚拙な主張。なんだこれって。本当に、些 末な点をね。それじゃ無罪とれないですよ。刑事弁護。まあ、実際取れていないと思うけ	発言は認めるが、趣旨を争う →原告の認識の誤りを正す趣旨

	ど、あなたの活動ではね。下手くそなんだよ。やり方がね。全然怖くないもん。鬱陶しいだけ」	
イ	「可哀そうですね、宮村先生とかも。宮村先生の評価だって落ちちゃっているんだから。なんだこれって。何この準抗告の申立書って。たぶんあなたでしょ。あの、時間でこんなに取調べ受けています、これがこれからも続きます、もうしゃべらないので、これ以上の取調べを続けるのは黙秘権侵害です、みたいな。何を言っているんだ、全然理屈になってねえじゃねえかって」	発言は認めるが、趣旨を争う →原告の認識の誤りを正す趣旨
ウ	「説得力ないんだよ、あなた方の主張は。その程度の能力で、この事件闘えないですよ」	
3(2)	<b>発言内容</b>	<b>被告の認否</b>
① ア	江口氏が「居室に戻って水を飲みたい」と申し出たのに対し、川村検察官は、「ダメだ。我慢して。今取調べ中だから」などと述べ、居室に戻ることを認めなかった。	発言は認めるが、趣旨を争う →取調べの無用な中断を避けるため注意を促す趣旨
イ	江口氏が黙秘権を行使することにつき、川村検察官は、「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争うと周りの人に迷惑かかる。奥さんとか子供さんにも迷惑かかる」などと述べた。	否認(虚偽の主張をすると周囲に迷惑がかかる、と趣旨を弁解するが、認否はあくまで発言を否認)
ウ	江口氏が取調べ状況報告書への署名押印を拒否したのに対し、川村検察官は、声を荒げて「なぜそんなこともできない」などと罵倒した上で、「弁護士だろ」、「ルール守ってくださいよ」、「おかしいでしょ、あなたの言っていることは」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →取報に署名押印するよう説得を試みる趣旨
② ア	体調を尋ねる質問に対し江口氏が黙秘したところ、川村検察官は、「答えられないの。それは黙秘と関係あるの」などと全面的な黙秘権行使が許されないかのように述べた上で、「それは黙秘権の行使なんですか。あなたの言っている黙秘権って何なんですか。全然理解できない。あなた自身もわかっていないんじゃないの」などと揶揄した。	発言は認めるが、趣旨を争う →体調の確認に返事をしないことへの疑問を呈する趣旨
イ	被疑事実と無関係の江口氏の弁護士としての活動につき、川村検察官は、「バランスの悪さは感じますよね」、「着眼点が修習生だね」、「あなたの弁護活動の記録を見てみたけれども、ピンとこない。できるなと思わなかった」、「視野が狭い」などと罵倒した上で、そのように罵倒する理由につき、「(自分が)偉そうに説教しているが、あなたがしゃべらない	①「バランスの悪さは感じますよね」・「着眼点が修習生だね」・「視野が狭い」の発言は認めるが、趣旨を争う

	からこうなっている」などと述べた。	→内省を深めさせるために説諭する趣旨 ②「あなたの弁護活動の記録を～思わなかった」・「偉そうに説教～こうなっている」は否認
ウ	江口氏が取調べ状況報告書への署名押印を拒否したのに対し、川村検察官は、「何でルール守れないの。そういうところなんじゃないの」などと述べた上で、江口氏のことにつき「ルール守りたくないわがままな自己満足な人としか目に映りませんよ」、「そういうところも含めて悔い改めないと、再犯しますよあなた」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →取報に署名押印するよう再度の説得を試みる趣旨
③ ア	川村検察官は、江口氏が黙秘権の行使を続けていることについて、「黙秘ですと。これはいかんでしょ。何なんだそれは。弁護士じゃないのか。なんで説明しないんだ」などと述べた。	理由付否認（「これはいかんでしょ」ではなく「それは怒るでしょ」と述べた） +反省して真実を供述するよう説得する趣旨
イ	江口氏が取調べの途中で「トイレに行きます」と申し出たのに対し、川村検察官は、『行きます』じゃなくて『行きたいです』でしょ」、「そんなに長くまだ調べやっていないんだから。取調べの妨害になりますよ」などと述べ、江口氏がトイレから戻ると『取調べ中断してすみませんでした』とか言うんじゃないかねえの、普通。子供じゃないんだから。あんた被疑者なんだよ、犯罪の」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →故意に取調べを中断させるような態度を諷める趣旨
ウ	江口氏が罪を認める供述をしないことにつき、川村検察官は、「もう迷惑かけないでくださいよ。みんな、ものすごい怒っていますよ、多分。あるいは迷惑に感じているし、悲しんでいると思いますよ」などと述べた上で、江口氏が家族の状況を心配していることを見透かすかのように、「つらいと思いますよ、特に家族は、あなたが心配していたとおり」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →実家や拘置所職員に迷惑をかけていることなどに自覚を促す趣旨
④	江口氏が黙秘権の行使を続けていることにつき、川村検察官は、「挨拶ぐらいしろよ。挨拶を無視するっていうのはよくないですよ。自分がやられたら嫌だろ。黙秘権と関係ねえ	発言は認めるが、趣旨を争う →挨拶は自己に不利益な供述でな

	<p>じゃん」などと全面的な黙秘権行使は許されないかのように述べた上で、さらに、「いったい何がしたいのかねえ、あなたは」、「苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない。どうもあなたの思考過程っていうのは、そういうところがあるように思える。本質を見れないから」などと述べた。</p>	<p>いのに、挨拶をしないことに疑問を呈する趣旨</p>
⑤ ア	<p>被疑事実と無関係の江口氏の弁護士としての活動につき、川村検察官は、「被害者とかそういう人たちのリアルなところには、全然、本質的に、感覚的に、思いが至らないのかもしれないですねえ、あなたは」、「お子ちゃま発想だったんでしょねえ、あなたの弁護士観っていうのはねえ。全然大間違いですよ。ガキだよ、あなたって。子供なんだよね。子供が大きくなっちゃったみたいだねえ」などと述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →被害者等の感情を想像できていないのではないかと指摘する趣旨</p>
イ	<p>江口氏の所属事務所と震ヶ関との往復用定期（パスモカード）等が押収された際、江口氏が川村検察官から押収品目録への住所及び氏名の記載を求められて所属事務所の住所を記載したことにつき、川村検察官は、「普通の能力がある弁護士であれば、個人の住所書くんですよ、普通に。あくまでも事務所の住所を書くんだっていう判断をしてしまうあなたは、どこかおかしいですよ」などと述べた上で、「能力が足りていない」とも述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →自宅住所を書くよう説明したのに、その訂正に応じないという態度を諷める趣旨</p>
ウ	<p>川村検察官は、江口氏の弁護士としての能力につき、「正しいものと正しくないものを見分ける感覚っていうのが、異常に劣っていると思いますけども」、「あなたのやっていることは空回りなんですよ。やっていたこともね。今もそうだし、過去もそうですよ。なぜか」といって、繰り返しになるけど、本質を見ようとする能力、努力、いずれも足りなかったからですよ。すべてが場当たりの。しかも、ちょっと歪んじゃっているわけですよ。ね」、「超、筋悪ですね。まさに刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない」などと罵倒した上で、江口氏の発想や考え方について、「ものすごい抽象的なんですよね、あなたの発想っていうのが。お子ちゃま的」、「短絡的、お子ちゃま的なんですよ、あなたの発想っていうのは。僕ちゃん、質問上手だから、それで、刑事弁護で名を上げるんだと、僕ちゃんの質問技術をもってすれば、オープンに聞いていけば、真実が語られるんだと」、「だからやっぱり、ちょっと残念ながら、物事を客観視できないっていうのは非常に悲しいですよ。ねえ。まあそれが、熱心なだけに空回りしまくりで」、「あなたは結構、信用できる、こ</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →犯罪行為をしてまで小林の刑事責任を免れさせようとした判断が誤っていたことを自覚するよう促す趣旨</p>

	<p>の人はすごいってなると、丸飲みにするんでしょうしねえ。自分で咀嚼して定着させるっていう能力が、なんかちょっと欠けているんじゃないかと思っていて」などと述べた。</p>	
エ	<p>江口氏の身体拘束期間の見通しについて、川村検察官は、「逮捕されたら20日。認めても20日ですよ。そんなの当たり前じゃないですか。なんでそういうかたちで（江口氏の家族に）伝わってないのかが、謎すぎるんだけども」、「そういう見通しが立てられない時点で、もう刑事弁護人としては失格ですよ。自分の客観的な立場がわかっていない」などと述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →原告の妻に対する説明の誤りを指摘するとともに、刑事責任の重さを自覚して真実を供述するよう説得する趣旨</p>
⑥ ア	<p>江口氏の弁護士としての能力につき、川村検察官は、「どうやったらこんな弁護士ができあがるんだ。そういえば、（司法修習生時代の）弁護教官を聞いていなかったな、刑弁教官。誰、刑弁教官。聞きに行こうかなあ、どういう教育をしているんだって。なんでこんなことになっているんだって」、「なんでこんな弁護士ができあがったんだろうねえ、本当に」などと述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →内省を深めさせる一環として、犯罪行為を行ってまで小林の刑事責任を免れさせようとしたことを非難する趣旨</p>
イ	<p>江口氏が罪を認める供述をしないことにつき、川村検察官は、「いろんな意味で破綻しますよ。特に経済的に。そしたら立ち直れなくなっちゃうじゃないですか、自己破産みたいな話にまで行っちゃったらねえ」などと述べた上で、罪を認める供述をする場合に触れながら、「認めて、次のステップに進んでいけば、少なくともガチンコに争っていくよりは、費用的にも全然かからないわけだし、とにかく外に、社会に出られれば、働けば稼ぎも得られるわけだからねえ」、「徹底的に争って無罪を勝ち取るっていうのを唯一の望みにして、そこに向けて、もう周りも見ずに突き進むんだって、多分そんな発想なんですよ。繰り返しになるけど、それで通ればいいけども、通らないですから」、「どう考えても、今のあなたの態度は客観的な合理性に欠けている、ただの自己満足、自己主張としか見えない」などと述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →真摯な反省に基づいて真実を供述することの合理性を教示する趣旨</p>
⑦ ア	<p>被疑事実とは関係のない江口氏の弁護活動につき、川村検察官は、「事件を直接に担当していた人からも私話聞いているから。鬱陶しいだけなんです。イライラさせる、人をね」、</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →動機の形成過程について内省を</p>

	<p>「鬱陶しいだけなんですよね。面倒くさい。それしかないですよね。手強いなっていう感じにはならないんですよ」などと述べた上で、江口氏の依頼者らについて、「依頼者だって可哀そうですよねえ。見通しをきちっと立てられないし伝えることもできない、ある意味弁護士としての能力が相当程度劣っているあなたの弁護活動を、何だか知らないけど弁護士っていう肩書があるもんだから、何だか知らないけどテレビも出てるもんだから、何となく信用できるのかしらって（思っ）関わっちゃった人たちが、（江口氏によって）おかしな弁護活動されて、権利義務についての重大な場面でひどい目に遭って」などと述べた。</p>	<p>深めさせ、真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得する趣旨</p>
イ	<p>川村検察官は、被疑事実と全く無関係の江口氏の大学時代の指導教授のことに触れ、「あなたの早稲田（大学時代の）のゼミの先生、慶應（大学に所属）の先生って言うんだけど、今名前ど忘れしちゃったけども。あなたのことをすごく褒めていたし、将来がすごく楽しみだみたいなことも書いてあったけども。（現在の江口氏を指して）これじゃないですか。そして、（起訴された後に江口氏が）法廷でわけのわからないこと喚いているって。人を見る目がないんじゃないかって思われちゃいますよね。私はそう思っているけども、すでに」などと述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →マスコミに対する挑発的な言動によって世間で騒がれれば、原告を指導した関係者等に迷惑をかけるおそれがあると諭す趣旨</p>
ウ	<p>起訴された後のことにつき、川村検察官は、「僕ちゃんは強いから何とかしてやるって言って津波と闘ったって、勝ち目ないわけじゃないですか。僕ちゃん強くないし、弁護士として。もう資格諦めてください。整理付けてくださいよ」、「だからもう、無理なんです。傷を深めるだけなんです。あなたが弁護士資格に汲々とするっていうことは」などと述べた上で、江口氏が公判でとるべき態度につき、声を荒げて「ひたすら公判でも頭を下げて、いろんな人に迷惑をかけましたと、弁護士として絶対やってはいけないことをやったし、弁護士全体の品位をおとしめるようなことになってしまったと。そういうふうに泣きながら言うしかねえんだよ」などと述べた。</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →犯人隠避教唆という犯罪行為が弁護士資格に与える影響を自覚させ、真摯な反省に基づいて真実を供述するよう促す趣旨</p>
エ	<p>江口氏の弁護士としての適性について、川村検察官は、「やったこともそうだし、素質的にも、刑事弁護やる資格はないんですよ。刑事弁護だけじゃなくて、弁護士自体、資格が</p>	<p>発言は認めるが、趣旨を争う →犯人隠避教唆の悪質性を指摘し</p>

	ないんですよ、あなたには。なかったんですよ。それを実感できたでしょ、こうなって」などと述べた上で、今後のことについて、「だから諦めてください、もう。無駄なんだから。あなたが無自覚なだけなんですよ」などと述べた。	て反省を促すとともに、弁護士資格に与える影響を自覚させ、真実を供述するよう促す趣旨
⑧ ア	川村検察官は、江口氏の中学生時代のことに触れ、「あなたの中学校の成績を見ていたら、あんまり数学とか理科とか、理系的なものが得意じゃなかったみたいですねえ。本はたくさん読んでいたみたいだけど。なんかちょっと、論理性がずれているんだよなあ」などと述べた上で、江口氏的能力について、「相手がどう考え、どういう気持ちになるのかっていうことを汲み取る能力がやっぱり低いですよ。想像力も低いっていうんですかね」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →真実を供述しない態度を改めないことの不合理性を指摘する趣旨 +「相手がどう考え～想像力も低い」の発言は、遺族の感情に思いを致さない態度を諷める趣旨
イ	江口氏の人格について、川村検察官は、「そんな見え透いた嘘をつくのはやめましょうよ、恥ずかしいから。大人なんだからさ、子供じゃないんだから。子供みたいなんですよ、あなた見ていると。社会性がやっぱり、ちょっと欠けているんだよね」、「もともと嘘つきやすい体質なんだから、あなたは」、「はっきり取調べにおいて明確な嘘をつくのって、ちょっとやっぱり特殊な人が多いですよ。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足を突っ込んでいると思うな」などと述べた。	発言は認めるが、趣旨を争う →逮捕前の取調べで虚偽の弁解をしたことを諷める趣旨
ウ	川村検察官は、江口氏が逮捕される前の取調べで検察官に供述していた内容につき、「珍しいよ、こんなに嘘が明確にばれる人っていうのも。笑っちゃって申し訳ないけど、本当にそうですよ」などと述べた上で、江口氏の人格につき、「ある意味、素直なのかもしれないね。天然っていう言葉なのかもしれない」などと述べた。	